

各 位

阿蘇市長 佐藤 義興

令和元年度国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業「阿蘇山上エリア利用  
拠点計画策定業務委託」に係る技術提案書の募集について

環境省では、国立公園等資源整備事業費補助金交付要綱に基づき、国立公園内の利用拠点の滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく整備等を行い、外国人訪問者の国立公園における満足度を向上させることを目的に、特定財源である国際観光旅客税を財源とした新たな制度が設けられました。具体的には、国立公園内の特別保護地区から第三種特別地域までの範囲で、利用拠点計画の策定のうえ、廃屋撤去事業、インバウンド対応機能強化事業、文化的まちなみ改善事業などが対象となるものです。

このことから阿蘇市では、阿蘇山上エリア一帯において、国立公園満喫プロジェクト・ステップアッププログラム 2020 を踏まえ、利用拠点の滞在環境等の上質化に向けた計画策定を行い、次年度以降における上質化事業に向けた準備を整えます。対象エリアは、中岳火口周辺、阿蘇山上広場、古坊中（スキー場跡地）、草千里、仙酔峡、池の窪、米塚周辺、根子岳などを予定します。それぞれの利用拠点における体験滞在の在り方を検討・整理し、それらに伴う上質な空間形成の計画書を作成するものです。

つきましては、下記のとおり当該業務を委託することとし、業務内容に係る技術提案書の募集を行いますので、参加を希望される場合は、募集概要及び発注仕様書をご確認のうえ、提出意思確認書及び技術提案書を提出くださいますようお願い致します。

#### 記

- 1) 参加の意志がある場合には、「提出意思確認書」により表明してください。
- 2) 質問事項については、募集概要に記載された方法により行ってください。
- 3) 技術提案書の提出方法は、募集概要に記載された方法により行ってください。

■連絡先  
阿蘇市経済部観光課  
担当：石松 昭信  
TEL：0967-22-3174  
FAX：0967-22-4560  
E mail：akinobu-i@city.aso.lg.jp

# 令和元年度国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業「阿蘇山上エリア利用拠点計画策定業務委託」に関する技術提案書の募集概要

## 1. 業務の概要

1) 業務の目的、業務内容、履行期間  
別紙仕様書のとおり

2) 業務実施上の条件

①予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

■ 技術者資格

以下の技術者資格を有する者とします。

管理技術者：技術士または同等の知識能力を有する者

■ 同種または類似業務の実績

管理技術者：下記に示す同種または類似業務1件以上の実績を有する者

担当技術者：下記に示す同種または類似業務1件以上の実績を有する者

■ 手持ち業務量

令和元年9月30日現在の手持ち業務量

管理技術者：(5百万円以上の)業務が10件未満である者

担当技術者：(5百万円以上の)業務が10件未満である者

②業務を円滑に進めるため、阿蘇市と密接に連携を保ち進めるものとし、業務打合せには管理技術者が原則出席するものとします。

③成果品(報告書)

別紙仕様書のとおり

## 2. 技術提案書の作成および記載上の留意事項

1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別紙(様式-1~7、A4版)とします。また、別途参考資料等あれば添付をお願いします。

2) 業務量の目安

本業務の規模は、4,950千円程度(消費税相当額含む)を想定しています。

3) 参考見積の提出

技術提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出してください。ただし、その取扱は、積算の際の参考および技術提案書を特定するための評価事項として用います。

4) 作成に用いる言語

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法(平成4年法律第51号)によるものとします。

### 3. 技術提案書等の提出方法、提出先における提出期限

#### 1) 技術提案書の提出意志確認書

① 提出方法：1部を持参または郵送、もしくは電送するものとします。

② 提出先：阿蘇市経済部観光課

〒869-2695

熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1

TEL 0967-22-3174

FAX 0967-22-4560

③ 提出期限：令和元年10月21日（月）午後5時までとします。

#### 2) 技術提案書

① 提出方法：1部を持参または郵送、もしくは電送するものとします。

② 提出先：阿蘇市経済部観光課

〒869-2695

熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1

TEL 0967-22-3174

FAX 0967-22-4560

③ 提出期限：令和元年10月28日（月）午後5時までとします。

### 4. 募集概要の内容についての質問の受付および回答

質問は、持参、郵送、電送のいずれかの方法で上記3の提出先宛にお願いします。

### 5. 技術提案書を特定するための評価基準

#### 1) 技術提案書の評価項目等は、以下のとおりとします。

評価項目	評価の着目点
予定技術者の経験 及び業務実施能力	1) 管理技術者が有する技術資格および専門分野の内容 2) 管理技術者の同種または類似業務の実績の内容 3) 管理技術者の手持ち業務の件数
	1) 担当技術者が有する技術資格および専門分野の内容 2) 管理技術者の同種または類似業務の実績の内容 3) 管理技術者の手持ち業務の件数
業務実施方針及び 手法	1) 業務内容の理解度 2) 業務実施方針の妥当性 3) 業務実施手法の妥当性
見積額の妥当性	1) 実施方針及び実施手法に伴う見積額の妥当性 2) 低コスト化の実現可能性

- 2) 特定された者に対しては、特定された旨を書面により通知します。
- 3) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を書面により通知します。

#### 6. 特定事業者との契約締結

技術提案書の提出後、令和元年10月29日（火）以降に、ヒアリング審査会を実施し、受託者を特定したのち、同年11月上旬に契約の締結を予定します。

#### 7. その他の留意事項

- 1) 技術提案書の作成および提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- 2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とします。
- 3) 特定された場合には、その著作権等一切の権利は、阿蘇市に帰属するものとします。
- 4) 特定されなかった場合には、提出された技術提案書は返却しません。なお、提出された技術提案書は、提出者に対して無断での使用はしません。
- 5) 技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更しないでください。ただしやむを得ない事情による場合はこの限りではありません。